

建築基準法 第43条第2項第2号 第44条第1項ただし書の規定による許可申請の手引き

島根県土木部 建築住宅課

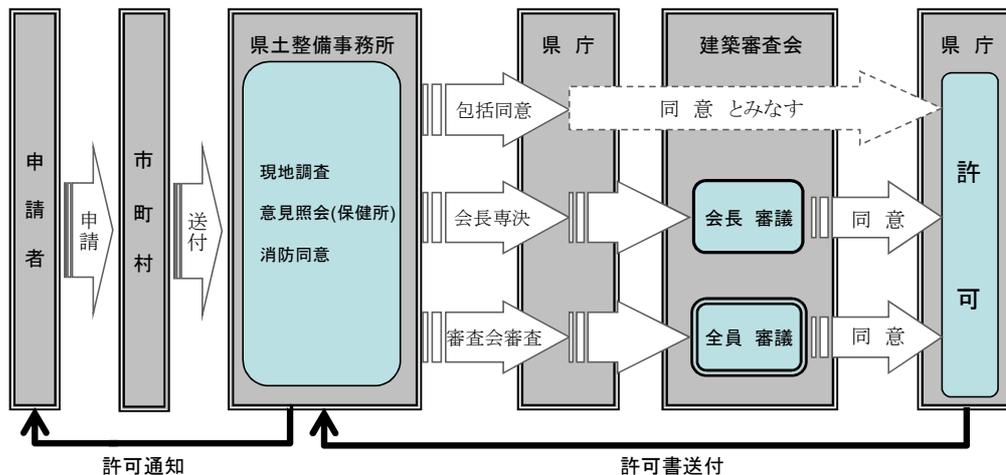
建築基準法第43条第2項第2号【接道義務】、第44条第1項ただし書【道路内建築】許可における申請について、下記の通り説明します。

■建築審査会 審査分類

島根県建築審査会では、包括同意基準、会長専決基準を定め、審査を円滑に行っております。

分類	許可手順	適用基準	
		法第43条の場合 【接道義務】	法第44条の場合 【道路内建築】
包括同意	・ 県庁（建築住宅課）で審議し許可 ・ 後日、建築審査会へ報告	「特例基準2」（共同住宅・長屋を除く） 「特例基準3-①」	
会長専決	・ 建築審査会会長の審議により許可 ・ 後日、建築審査会へ報告	「特例基準1」 「特例基準2」（共同住宅・階数が3以上又は500㎡を超える長屋） 「特例基準3-②」 「特例基準3-③」 「特例基準4」	「特例基準5」
審査会審査	・ 建築審査会の全員審議により許可	「包括同意」「会長専決」とならない案件	

■許可申請の流れ



許可申請の際は、事前に管轄の県土整備事務所にご相談ください

■申請方法

受付：申請地のある市町村

提出物：許可申請書、添付図書、チェックリスト（別添2、3、4参照）

部数：6部（正本1部・副本5部）【県庁、県土整備事務所、市町村、消防、保健所、申請者控】

申請手数料：33,700円（島根県収入証紙）【法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号】
161,000円（島根県収入証紙）【法第44条第1項第4号】

○参考資料

- 別添1. 特例基準の詳細
- 別添2. 許可申請のチェックリスト
- 別添3. 許可申請書 記入例【参考例】
- 別添4. 許可申請図面 記入例【参考例】

※許可申請は市町村、保健所、消防の意見照会等を行う必要があるほか、現地確認も行うため、許可までに日数がかかります。あらかじめ着工スケジュールに余裕をもって申請して下さい。

◎建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可基準（島根県）

1 会長専決基準

別紙 特例基準 1

特例基準 2（適用建築物（2））

特例基準 3－②

特例基準 3－③

特例基準 4

2 包括同意基準

別紙 特例基準 2（適用建築物（1））

特例基準 3－①

◎建築基準法第 44 条第 1 項ただし書き許可基準（島根県）

1 会長専決基準

別紙 特例基準 5

島根県建築審査会運営規程

平成11年 6月11日
第163回島根県建築審査会承認

「島根県建築審査会運営規程」を次のように定める。

島根県建築審査会

島根県建築審査会運営規程

(総則)

- 1 島根県建築審査会（以下「審査会」という。）の運営については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び島根県建築審査会条例（昭和25年島根県条例第45号）によるほか、この規程に定めるところによる。

(会長の専決による議決及び包括同意)

- 2 建築基準法第43条第2項及び第44条第1項ただし書の規定による同意を行う場合、あらかじめ審査会の承認を受けた次の各号に掲げる基準に適合するものについては、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 会長専決基準 島根県建築審査会会長の専決により、審査会の議決を得たものとして、同意を行うことができる。
 - (2) 包括同意基準 建築審査会の同意を得たものとして取り扱うことができる。

(報告)

- 3 島根県知事は、第2項の規定により同意を得て、許可したものについては、速やかに、審査会に当該許可の概要について報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成11年6月11日から施行する。	(第163回 建築審査会)
この規程は、平成17年8月12日から施行する。	(第178回 建築審査会)
この規程は、平成22年11月18日から施行する。	(第188回 建築審査会)
この規程は、平成25年10月2日から施行する。	(第192回 建築審査会)
この規程は、平成30年10月16日から施行する。	(第201回 建築審査会)
この規程は、令和2年12月21日から施行する。	(第203回 建築審査会)
この規程は、令和4年3月15日から施行する。	(第206回 建築審査会)
この規定は、令和6年3月11日から施行する。	(第208回 建築審査会)
この規定は、令和6年5月31日から施行する。	(第209回 建築審査会)

島根県建築審査会運営規程第2項に規定する会長専決基準及び包括同意基準は、次のとおりとする。

島根県建築審査会

○建築基準法第43条第2項許可基準

1 会長専決基準

別紙、特例基準1、特例基準2（適用建築物(2)）、特例基準3-②、特例基準3-③、特例基準4-①、及び特例基準4-②とする。

2 包括同意基準

別紙、特例基準2（適用建築物(1)）及び特例基準3-①とする。

○建築基準法第44条第1項ただし書許可基準

1 会長専決基準

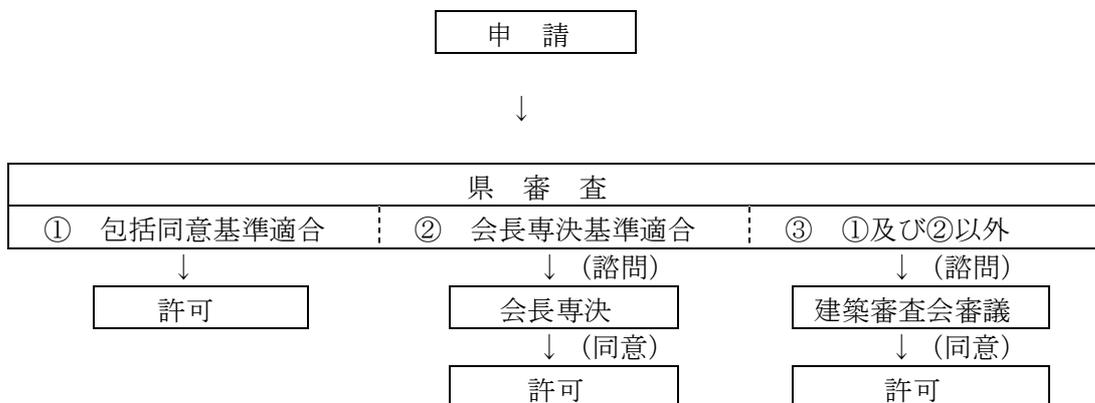
別紙、特例基準5とする。

	平成11年6月11日第163回	島根県建築審査会承認
改正	平成17年8月12日第178回	島根県建築審査会承認
改正	平成22年11月18日第188回	島根県建築審査会承認
改正	平成25年10月2日第192回	島根県建築審査会承認
改正	平成30年10月16日第201回	島根県建築審査会承認
改正	令和2年12月21日第203回	島根県建築審査会承認
改正	令和4年3月15日第206回	島根県建築審査会承認
改正	令和6年3月11日第208回	島根県建築審査会承認
改正	令和6年5月31日第209回	島根県建築審査会承認

建築基準法第43条第2項及び第44条第1項ただし書許可に伴う建築審査会の運営方法

島根県土木部建築住宅課

1. 許可にあたっての事務処理フロー図



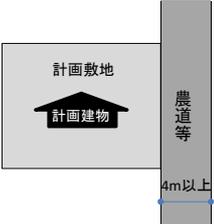
※基準（包括同意、会長専決）に適合するものは、直近に開催される建築審査会に報告

○建築基準法第43条第2項第2号許可基準

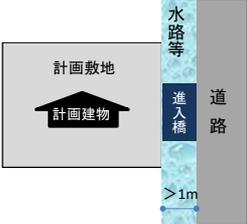
□特例基準1 [敷地の周囲に広場等を有する場合]

基準区分	会長専決基準
省令基準	[規則第10条の3 第4項 第1号] 敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
適用建築物	一戸建て住宅（新築を除く。） （ただし、住宅以外の部分を有するときは、当該部分の床面積の合計が50㎡以内かつ延べ面積の合計の1/2未満であること。）
交通上	<ul style="list-style-type: none"> ・空地の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・公的機関が管理するものであること。
安全上	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が2m以上空地に接していること。 ①道路に接続するもの <ul style="list-style-type: none"> ・空地面積が300㎡以上であること。 ・空地を経由して道路に至ることが可能なこと。 ②空地が道路に接続しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・空地面積が1,000㎡以上であること。 ・空地内に一時滞留のための空間を有していること。
防火上	・消防署長から消火活動上支障がない旨の意見が得られること。
衛生上	<ul style="list-style-type: none"> ・空地を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
<参考図>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>特例基準1-①</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>特例基準1-②</p> </div> </div>

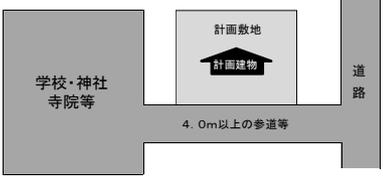
□特例基準 2 [敷地が農道その他に接する場合]

基準区分	包括同意基準	会長専決基準
省令基準	[規則第10条の3 第4項 第2号] 敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接する建築物であること。	
適用建築物	(1) ・法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途の建築物 ・島根県建築基準法施行条例第6条及び第9条の適用を受ける建築物 ・延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が500㎡を超える建築物 ※(2)に掲げる建築物を除く （道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6、7、9条の規定に適合すること。）	(2) 共同住宅及び階数が3以上又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が500㎡を超える長屋 （道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6、8、9条の規定に適合すること。）
交通上	・令第144条の4第1項第1号（通り抜け又は転回広場）、第3号（砂利敷等）、第4号（縦断勾配）に規定する基準に適合すること。 ・道の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・公的機関が管理するものであること。	
安全上	同上	
防火上	同上	
衛生上	・道を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。	
<参考図>		

□特例基準 3-① [敷地と道路間に水路等が存在する場合]

基準区分	包括同意基準
省令基準	<p>[規則第10条の3 第4項 第3号] その敷地がその建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p> <p>①敷地と道路との間に河川、運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅員2 m以上の通路（橋）</p>
適用建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途の建築物 ・島根県建築基準法施行条例第6条、第8条及び第9条の適用を受ける建築物 ・延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が500㎡を超える建築物 <p>（道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6条から第9条の規定に適合すること。）</p>
交通上	<ul style="list-style-type: none"> ・橋等の構造、形態等が通行に支障がないこと。 ・占用許可等が得られていること。
安全上	<ul style="list-style-type: none"> ・同 上
防火上	<p>（支障なし）</p>
衛生上	<ul style="list-style-type: none"> ・通路が接続する道路を前面道路とみなし、道路からの道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
<参考図>	

□特例基準 3-② [敷地が幅員 4 m 以上の通路に接する場合]

基準区分	会長専決基準
省令基準	<p>[規則第10条の3 第4項 第3号] その敷地がその建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p> <hr/> <p>②敷地内及びこれに隣接する土地の区域内にある幅員 4 m 以上の通路</p>
適用建築物	<p>一戸建て住宅（新築を除く。） （ただし、住宅以外の部分を有するときは、当該部分の床面積の合計が50㎡以内かつ延べ面積の合計の1/2未満であること。）</p>
交通上	<ul style="list-style-type: none"> ・通路が令第144条の4 第1項第1号、第2号（すみ切り）、第3号及び第4号に規定する基準に適合する部分を包含すること。 ・通路の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・公的機関が管理するものであること。
安全上	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・敷地が通路に 2 m 以上接すること。
防火上	<ul style="list-style-type: none"> ・通路が民地のときは、消防署長から消火活動上支障がない旨の意見が得られること。
衛生上	<ul style="list-style-type: none"> ・通路を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
<参考図>	

□特例基準 3-③ [H11. 4. 30 以前にただし書適用された建築物が存在する通路に接する場合]

基準区分	会長専決基準
省令基準	<p>[規則第10条の3 第4項 第3号] その敷地がその建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p> <p>③ーイ敷地内及びこれに隣接する土地の区域内にある幅員4m未満(1.8m以上)の通路</p>
適用建築物	<ul style="list-style-type: none"> 法第43条許可制度施行の際に、既にただし書を適用した建築物がある通路沿いに建築される一戸建て住宅(新築を除く。)(ただし、住宅以外の部分を有するときは、当該部分の床面積の合計が50㎡以内かつ延べ面積の合計の1/2未満であること。)
交通上	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の利用に供されていること。
安全上	<ul style="list-style-type: none"> 通路の中心線から2m後退した位置を敷地境界線(通路後退線)とすること。 (通路の中心線から2m未満に川等があるときは通路の側に4m後退した位置を通路後退線とする。) 通路後退線を超えて建築物等を建築しないこと。 敷地が通路後退線に2m以上接すること。 通路の両端が道路又は避難上支障のない公園、広場等に接続していること。 通路境界線と通路後退線との間の敷地(後退敷地)を空地として維持又は許可後、速やかに確保する旨の誓約書を添付すること。 <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可申請時において、後退敷地が空地として確保されていないときは、確認申請時までに確保すること。 ただし、当該空地に既存建築物、塀等がある場合において許可申請に係る建築物の工事に併せて空地を確保する工事を実施することが合理的であるとき又はやむを得ない理由があるときは、完了検査申請時までに確保すること。
防火上	<ul style="list-style-type: none"> 屋根を不燃材料で造り又はふき、かつ、通路の中心線又は隣地境界線からの延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とすること。
衛生上	<ul style="list-style-type: none"> 通路後退線の通路側に幅員4mの前面道路があるとみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 後退敷地は、敷地面積に算入しないこと。 雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
<参考図>	

□特例基準 4－① 【許可を受けた敷地内における増築等】

基準区分	会長専決基準
適用建築物	許可を受けた敷地内における増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物で、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないもの。 ただし、増築又は改築にあつては、増築又は改築後の床面積の合計が許可時における床面積の合計の1.2倍を超えないものに限る。

□特例基準 4－② 【許可を受けた敷地内における建築物の位置等の変更】

基準区分	会長専決基準
適用建築物	許可を受けた敷地内における建築物の位置等の変更で、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないもの。 ただし、建築物の位置等の変更とは、次にあげるものとする。 (1)建築物の配置の変更 (2)建築物の高さの変更（階数が増加する場合は除く） (3)建築面積又は延べ面積の変更（許可時における建築面積又は延べ面積の合計の1.2倍を超えないものに限る）

□個別基準 1

基準区分	個別基準
省令基準	<p>[規則第10条の3 第4項 第3号] その敷地がその建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</p> <p>③ーロ敷地内及びこれに隣接する土地の区域内にある幅員1.8m未満の通路</p>
適用建築物	<ul style="list-style-type: none"> 法第43条許可制度施行の際に、既にただし書を適用した建築物があり、将来4m以上の道に拡幅が見込まれる通路沿いに建築される一戸建て専用住宅（新築を除く。）
交通上	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の利用に供されていること。
安全上	<ul style="list-style-type: none"> 通路の中心線から2m後退した位置を敷地境界線（通路後退線）とすること。（通路の中心線から2m未満に川等があるときは通路側に4m後退した位置を通路後退線とする。） 通路後退線を超えて建築物等を建築しないこと。 敷地が通路後退線に2m以上接すること。 通路の両端が道路又は避難上支障のない公園、広場等に接続していること。 通路境界線と通路後退線との間の敷地（後退敷地）を空地として維持又は許可後、速やかに確保する旨の誓約書を添付すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可申請時において、後退敷地が空地として確保されていないときは、確認申請時までに確保すること。 ただし、当該空地に既存建築物、塀等がある場合において許可申請に係る建築物の工事に併せて空地を確保する工事を実施することが合理的であるとき又はやむを得ない理由があるときは、完了検査申請時までに確保すること。 </div>
防火上	<ul style="list-style-type: none"> 屋根を不燃材料で造り、又はふき、かつ、道の中心線又は隣地境界線からの延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とすること。 消防署長から消火活動上支障ない旨の意見が得られること。 市街地全般の防火上の観点から支障がないこと
衛生上	<ul style="list-style-type: none"> 通路後退線の通路側に幅員4mの前面道路があるとして、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 後退敷地は敷地面積に算入しないこと。 雨水及び汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
<参考図>	<p>平成11年4月30日以前に法43条第1項ただし書き適用を受けた建物</p>

○建築基準法第44条第1項ただし書許可基準

□特例基準5 [公衆便所等で公益上必要な建築物]

基準区分	会長専決基準
適用建築物	1. 公衆便所 2. 巡査派出所 3. 不特定多数の人に利用される公益性の高いもので、通行上支障ない位置に配置された次の建築物 (1)バス停留所の待合所 (2)地下鉄、地下街等の出入口の上家 (3)道路維持管理用施設（補修用材料置場、道路管理用自動車車庫） (4)自転車駐車の上家
交通上	通路の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。
安全上	車両及び歩行者の通行上支障がないこと
防火上	消防署長から消火活動上支障がない旨の意見が得られること。
衛生上	(支障なし)
<参考図>	

道路であっても一般的な道の機能を有しないものについては、法上の道路として取り扱わず、法の規定の適用にあたっては、道路法第32条の規定による許可を受けた場合は、一般の建築敷地と同様に取扱い、許可手続きは不要である。

■建築基準法 許可申請 チェックリスト(法第43条の場合)

別添2:許可申請のチェックリスト

物件名

※許可申請にはこのチェックリストを添付してください。

図面種別	必要記入項目	申請者	県	
付近見取図	・方位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・道路及び目標となる地物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
配置図	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・方位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・隣地境界線、道路境界線、官民境界線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・建築物の用途、構造（既存建物共）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・建築物の位置（配置寸法）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・出入口の位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・申請・既存建物の別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・敷地、隣地の高低	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・敷地周囲の道路、道、水路その他、空地（境界位置、名称、幅員、管理者等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・接道長さ（有効幅員を明記）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・汚水処理方法及び汚水、雨水排水経路、及び放流先（公共外、浄化槽位置・人槽）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・敷地内の空地の利用計画（植栽・駐車場等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・敷地求積表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※必要に応じて			
・擁壁の位置（新設・既設の別も明記）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
・既存建物がある場合－その建築確認・検査年月日及び番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
・がけがある場合－断面図および建築制限ライン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
・延焼の恐れのある場合－延焼ライン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
各階平面図	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・方位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・各室の用途（実用途がわかる様詳しく 例：農業用倉庫、住宅用物置）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・開口部 及び 防火戸の位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・建築面積、延べ面積求積表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※必要に応じて			
・延焼のおそれのある場合－該当部分の外壁の構造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
立面図 (2面以上)	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・開口部の位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※必要に応じて			
	・延焼のおそれのある場合－延焼ライン、外壁及び軒裏の構造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・高さ制限ライン（道路斜線制限、隣地斜線制限）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
断面図 (2面以上)	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・軒の出及び庇の出（立面図でも可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・建築物の高さ、軒の高さ（立面図でも可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・各階床の高さ、室内天井高さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

島根県建築基準法施行細則第14条より

□特例基準2:農道等に接道する場合

配置図等	・通り抜け又は転回広場があることがわかる図面（接続先の道路名・幅員等記入）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・縦断勾配（12%以下であることを示すこと）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・路面仕上（砂利道その他ぬかるみとならない構造であること）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・道の維持管理、通行上の使用について道路管理者と協議されていることがわかる書面※	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※市町村の意見書の中に明記される場合は、省略可能

□特例基準3:水路等を介して接道する場合

進入路の 断面図	・道路境界線、官民境界線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・道路、水路等の名称	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・道路、水路等、敷地の高低及び幅	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
進入路床版 の構造	・床版の構造、厚さ（既設で不明の場合はわかる情報を記入）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・床版の全幅員及び有効幅員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	・水路等、河川の占用許可証の写（配置図等に許可面積の求積図を添付）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■建築基準法 許可申請 チェックリスト(法第44条の場合)

別添2:許可申請のチェックリスト

物件名 _____

※許可申請にはこのチェックリストを添付してください。

図面種別	必要記入項目	申請者	県
付近見取図	・方位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・道路及び目標となる地物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
配置図	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・方位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・隣地境界線、道路境界線、官民境界線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・建築物の用途、構造（既存建物共）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・建築物の位置（配置寸法）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・出入口の位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・申請・既存建物の別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・敷地、隣地の高低	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・敷地周囲の道路、道、水路その他、空地（境界位置、名称、幅員、管理者等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・接道長さ（有効幅員を明記）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・汚水処理方法及び汚水、雨水排水経路、及び放流先（公共外、浄化槽位置・人槽）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・敷地内の空地の利用計画（植栽・駐車場等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・敷地求積表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※必要に応じて		
・擁壁の位置（新設・既設の別も明記）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・既存建物がある場合－その建築確認・検査年月日及び番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・がけがある場合－断面図および建築制限ライン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・延焼の恐れのある場合－延焼ライン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
各階平面図	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・方位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・各室の用途（実用途がわかる様詳しく 例：農業用倉庫、住宅用物置）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・開口部 及び 防火戸の位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・建築面積、延べ面積求積表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※必要に応じて		
・延焼のおそれのある場合－該当部分の外壁の構造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
立面図	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・開口部の位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※必要に応じて		
	・延焼のおそれのある場合－延焼ライン、外壁及び軒裏の構造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・高さ制限ライン（道路斜線制限、隣地斜線制限）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
断面図	・縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・軒の出及び庇の出（立面図でも可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・建築物の高さ、軒の高さ（立面図でも可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・各階床の高さ、室内天井高さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

許可申請書（建築物）

（第一面）

許可条文を記入

建築基準法第43条 第2項 第2号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

島根県知事 様

令和6年4月1日

申請者氏名 建築京香

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ケンチク キョウカ
【ロ. 氏名】 建築 京香
【ハ. 郵便番号】 123-4567
【ニ. 住所】 島根県雲南市木次町里方123
【ホ. 電話番号】 0854-23-4567

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 999999 号
【ロ. 氏名】 川跨 水路
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (島根県) 知事登録第 9999 号
川跨建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 345-6789
【ホ. 所在地】 島根県雲南市木次町里方456
【ヘ. 電話番号】 0854-12-3456

建築士事務所名を忘れずに記入

※手数料欄			
島根県収入証紙 貼付			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 島根県多田市柿町1-2-3

【2. 住居表示】 なし

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】 6.0 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 2.7 m

農道および前面道路の幅員を記入
特例基準3-①[水路跨ぎ]の場合は未記入

特例基準3-①[水路跨ぎ]の場合
・最小有効幅員を記入
・2箇所ある時は2箇所とも記入

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (386.34 m²) () ()
(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (用途指定なし) () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200 %) () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(70 %) () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 386.34 m²
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200 %

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70 %

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08550) 集会所

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替 その他

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (24.00 m²) (111.25 m²) (135.25 m²)

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
(24.00 m²) (111.25 m²) (135.25 m²)

【ハ. 建蔽率】 35.01 %

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (48.00 m²) (108.00 m²) (156.00 m²)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () () () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 (48.00 m²) () () () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】
() () () () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】
() () () () ()

【ヲ. その他の不算入部分】 () () () () ()

【ワ. 住宅の部分】 () () () () ()

【カ. 老人ホーム等の部分】 () () ()
【ヨ. 延べ面積】 152.88 m²
【タ. 容積率】 39.57 %

【11. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】 1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 1

【12. 工事着手予定年月日】 令和6年6月1日

【13. 工事完了予定年月日】 令和6年8月1日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 木造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 6.6 m
 【ロ. 最高の軒の高さ】 5.7 m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08550)	(集会所用倉庫)	(24.00 m ²)	(0.00 m ²)	(24.00 m ²)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(2 階)	(08550)	(集会所用倉庫)	(24.00 m ²)	(0.00 m ²)	(24.00 m ²)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08550)	(集会所用倉庫)	(24.00 m ²)	(0.00 m ²)	(24.00 m ²)	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 2

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

既存建物がある場合、
既存についても記入

【3. 構造】 木造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 5.2 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 3.4 m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1階)	(08550)	(集会所)	(0.00 m ²)	(108.00 m ²)	(108.00 m ²)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

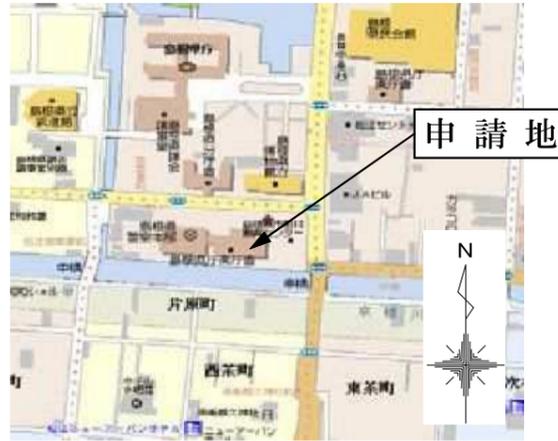
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
	(08550)	(集会所)	(0.00 m ²)	(108.00 m ²)	(108.00 m ²)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

昭和50年5月21日第43号検査済

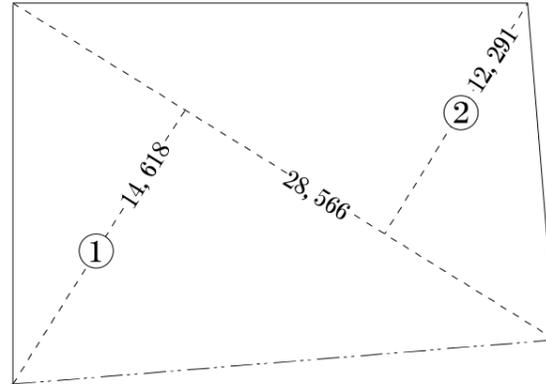
【7. 備考】

既存建物の建築確認、検査年月日及び
番号がある場合は記入がある場合は記入



付近見取図 (N. S.)

※コメント：上記の配置は申請位置とは全く関係ありません。



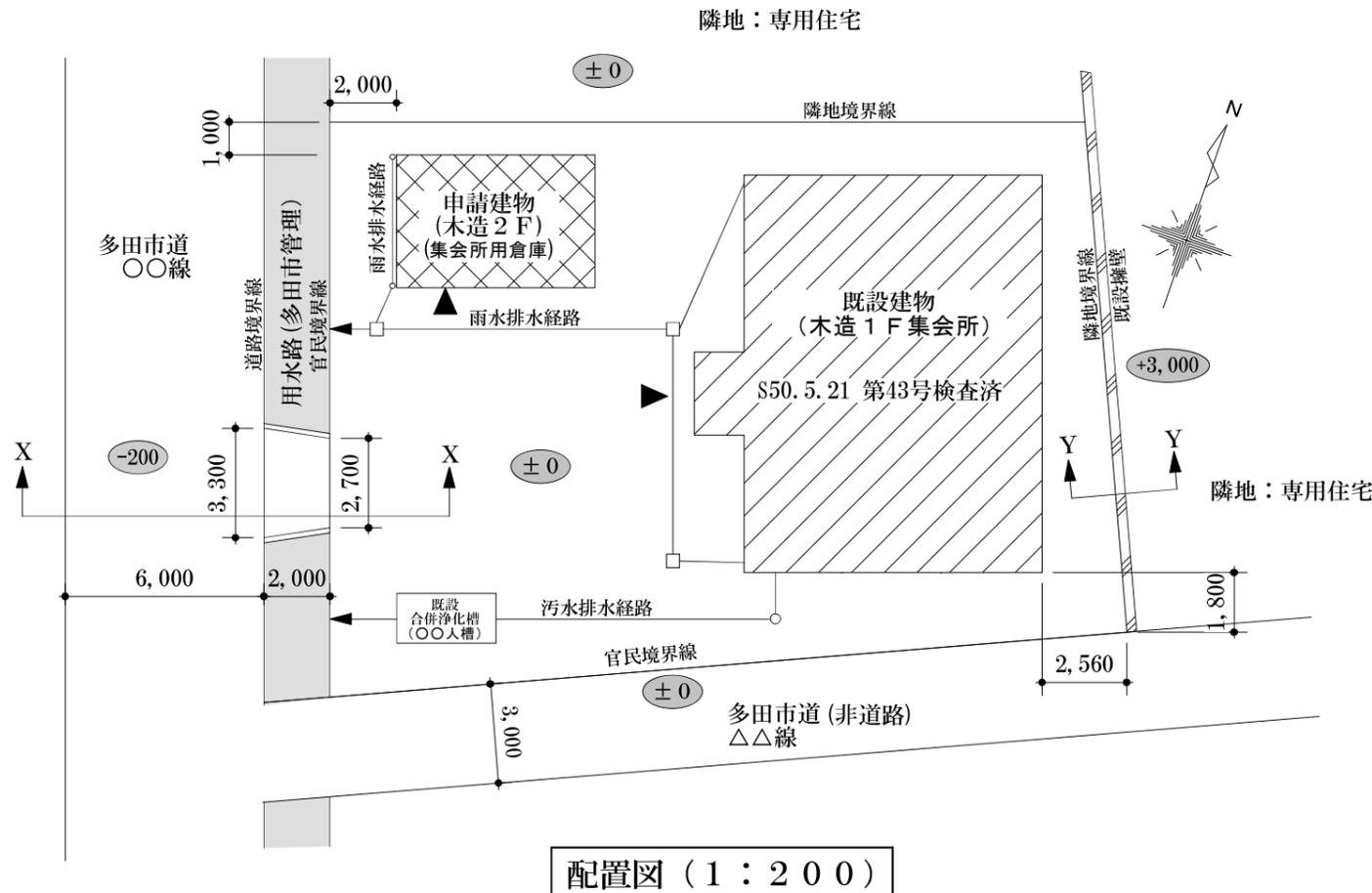
敷地面積求積図 (1 : 300)

敷地面積	
①	$28.566 \times 12.291 = 351.104$
②	$28.566 \times 14.618 = 417.577$
$(\text{①} + \text{②}) / 2 = 722.681 / 2 = 386.340$	

建物求積	
申請建物 < 1 F > A1 4,000 6,000 $A1 = 4.00 \times 6.00 = 24.00$	< 2 F > A2 4,000 6,000 $A2 = 4.00 \times 6.00 = 24.00$
既設建物 < 1 F > B1 1,500 2,500 B2 12,000 9,000 $B1 = 2.50 \times 1.5 = 3.25$ $B2 = 9.00 \times 12.00 = 108.00$	

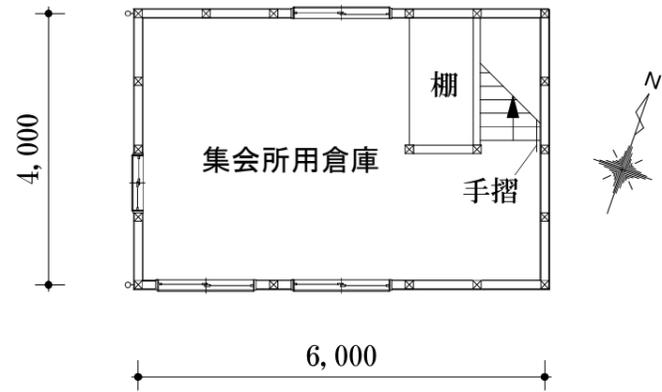
建築面積	
申請建物	A1 = 24.00
既設建物	B1+B2 = 111.25
全体	A1+B1+B2 = 135.25

床面積			
	1F	2F	合計
申請建物	A1 = 24.00	A2 = 24.00	48.00
既設建物	B2 = 108.00		108.00
全体	A1+B2 = 132.00	A2 = 24.00	156.00

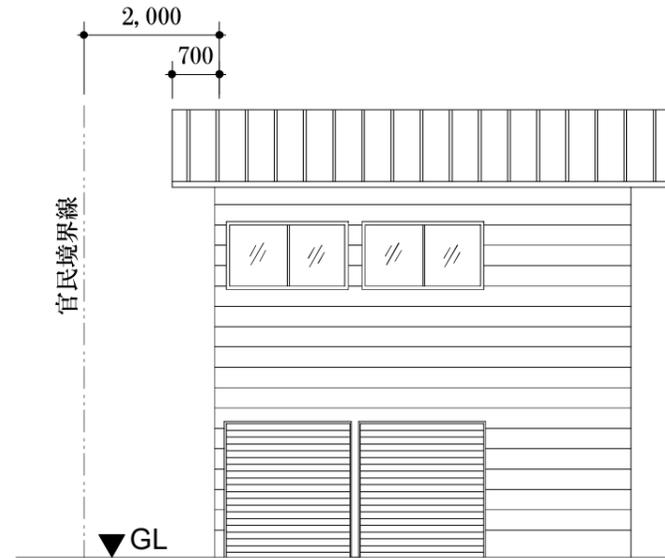


配置図 (1 : 200)

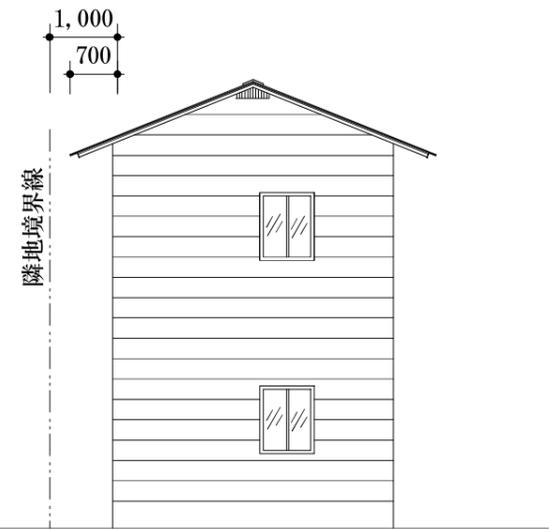
別添4：許可申請図面 記入例【参考例】



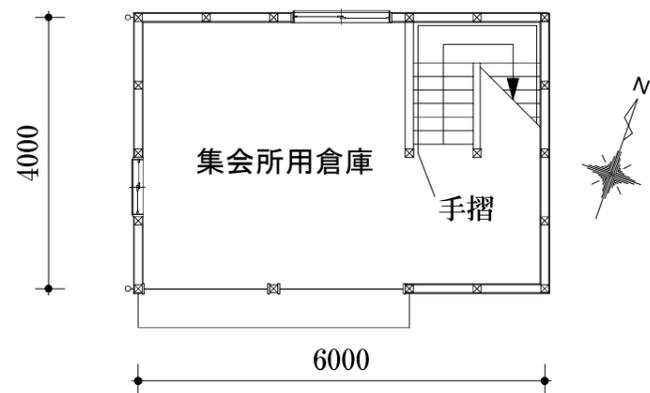
2階平面図 (1:100)



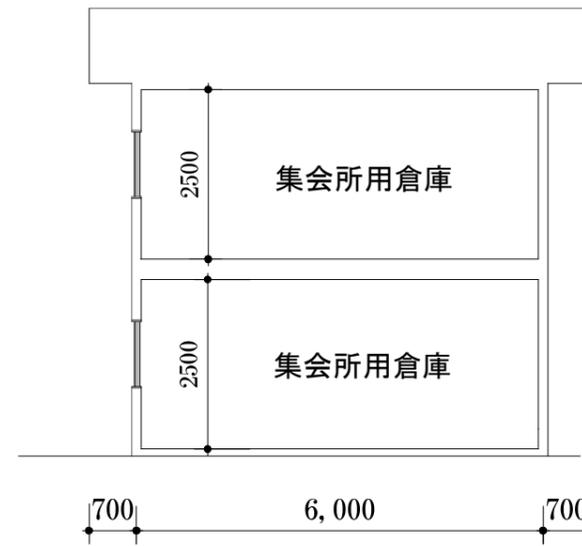
南立面図 (1:100)



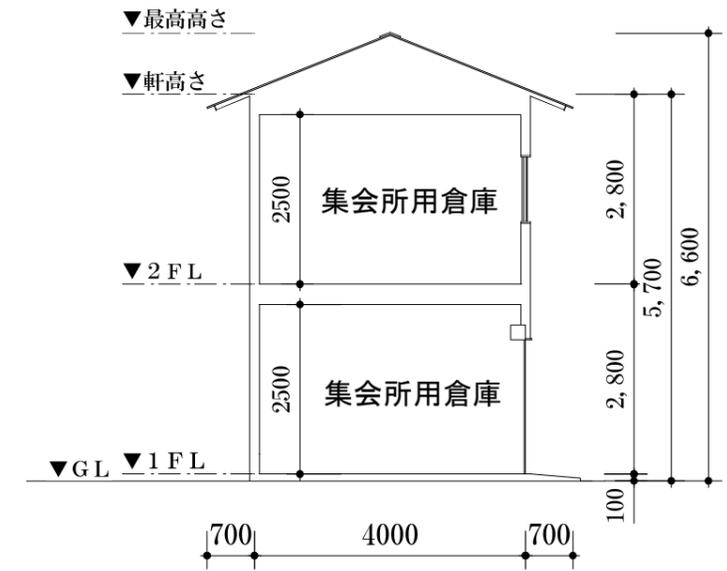
西立面図 (1:100)



1階平面図 (1:100)

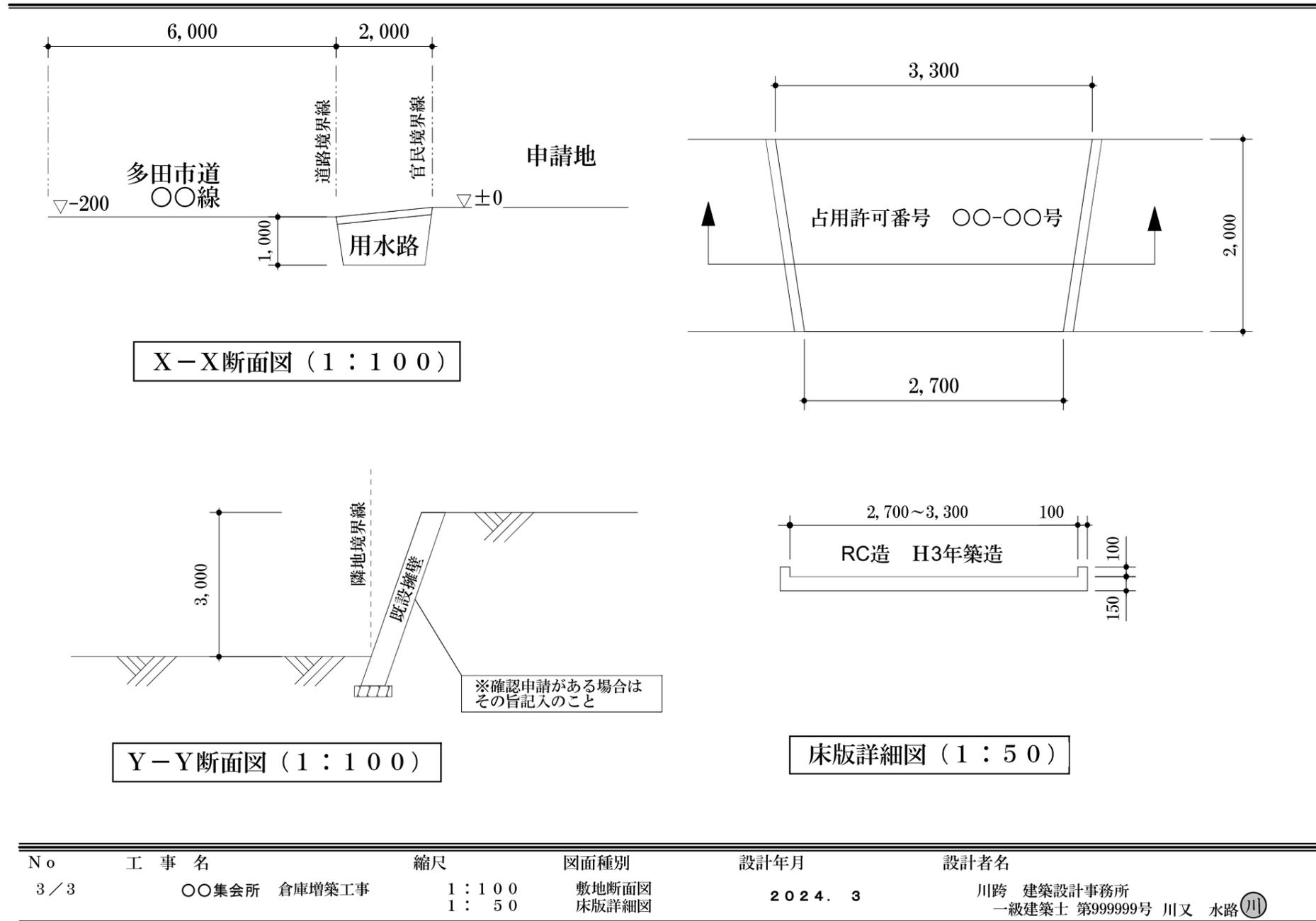


南断面図 (1:100)



西断面図 (1:100)

No	工事名	縮尺	図面	設計年月	設計者名
2/3	〇〇集会所 倉庫増築工事	1:100	平面図 立面図・断面図	2024. 3	川跨 建築設計事務所 一級建築士 第999999号 川又 水路



No	工事名	縮尺	図面種別	設計年月	設計者名
3/3	〇〇集会所 倉庫増築工事	1:100 1:50	敷地断面図 床版詳細図	2024. 3	川跨 建築設計事務所 一級建築士 第999999号 川又 水路